

議案第 6 1 号

川崎市緑化センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市緑化センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 1 年 6 月 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市緑化センター条例の一部を改正する条例

川崎市緑化センター条例（昭和 5 4 年川崎市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 1 2 条とし、第 7 条を第 1 1 条とする。

第 6 条中「入園者」を「利用者」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 5 条の見出しを「（使用料）」に改め、同条中「入園料」を「使用料」に改め、同条を第 9 条とする。

第 4 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 8 条とする。

第 3 条の次に次の 4 条を加える。

（指定管理者）

第 4 条 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に緑化センターの管理を行わせる。

(1) 緑化センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が、緑化センターの効用を最大限に発揮するとともに

管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った緑化センターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、緑化センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、緑化センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休園日)

第7条 緑化センターの利用時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開園し、若しくは休園することができる。

利用時間	午前9時から午後4時30分まで（11月1日から翌年の2月末日までは、午前9時から午後4時まで）
休園日	(1) 毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日の直後の休日でない日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条の次に4条

を加える改正規定（第4条第2項及び第3項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

緑化センターの管理を指定管理者に行わせることとすること、利用時間を変更すること等のため、この条例を制定するものである。